

修正案	現 行
第5編 災害応急対策計画 第1章 応 急 活 動 体 制 第1節 石油コンビナート等防災本部 1～2 略 3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 (3) <u>関係市消防機関の本部連絡員については、上記「2 事務局の業務」の補佐</u> 第2節 略 第3～6章 略 第7章 緊急輸送対策 第1節 緊急輸送路等の確保 1 交通の確保 (1)～(3) 略 (4) 航路の障害物除去 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 関東地方整備局は、開発保全航路（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を防災本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの	第5編 災害応急対策計画 第1章 応 急 活 動 体 制 第1節 石油コンビナート等防災本部 1～2 略 3 本部連絡員の業務 本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本部連絡員は、次の業務を行う。 (1)・(2) 略 (新設) 第2節 略 第3～6章 略 第7章 緊急輸送対策 第1節 緊急輸送路等の確保 1 交通の確保 (1)～(3) 略 (4) 航路の障害物除去 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県災害対策本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 関東地方整備局は、開発保全<u>道路</u>（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>県災害対策本部</u>等に報告するとともに、障害物除去等に努める。 ○ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を<u>県災害対策本部</u>等に報告し、

修正案	現 行
除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。 (5) 港湾及び漁港の応急復旧等 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、防災本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。 なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。 ○ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。 (6)～(9) 略 第2節 緊急輸送 1～4 略 5 緊急通行車両の確認手続 (1) 略 (2) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。 ○ 県の保有車両及び調達車両については、県知事（危機管理防災課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。 ○ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。 6 略 第9章 医療救護対策 「神奈川県保健医療救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。 また、関係市は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた	速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。 (5) 港湾及び漁港の応急復旧等 ○ 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、<u>県災害対策本部</u>等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。 なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。 ○ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。 (6)～(9) 略 第2節 緊急輸送 1～4 略 5 緊急通行車両の確認手続 (1) 略 (2) 緊急通行車両の確認 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。 ○ 県の保有車両及び調達車両については、県知事（<u>災害対策課</u>、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。 ○ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。 6 略 第9章 医療救護対策 「神奈川県<u>医療</u>救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。 また、関係市は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた

修正案	現 行
ときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。 1 略 2 川崎市の医療救護対策 震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。 (1) 医療対策 ア 医療救護班の編成 区本部、<u>川崎市</u>医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。 - 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。 <u>川崎市</u>医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。 イ～エ 略 (2) 略 第11章 応 援 要 請 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請 1 略 2 災害派遣要請の範囲 略 ○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費 1 略 2 救<u>援</u>活動に要した経費 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。 - 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 - 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 - 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等 - 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損	ときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。 1 略 2 川崎市の医療救護対策 震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。 (1) 医療対策 ア 医療救護班の編成 区本部、<u>川崎</u>医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。 - 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。 <u>川崎</u>医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。 イ～エ 略 (2) 略 第11章 応 援 要 請 第1節 自衛隊に対する災害派遣要請 1 略 2 災害派遣要請の範囲 略 ○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費 1 略 2 救急活動に要した経費 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。 - 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費 - 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 - 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等 - 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損

修正案	現 行
害の補償 ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。 第2節 その他の機関に対する応援要請 1～2 略 3 その他 ○ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。 ○ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。 ○ 県が九都県市首脳会議の構成都市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。 ○ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるように努める。 ○ 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。	害の補償 ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。 第2節 その他の機関に対する応援要請 1～2 略 3 その他 ○ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。 ○ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。 ○ 県が九都県市首脳会議の構成都市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。 ○ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるように努めるものとする。 ○ 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。